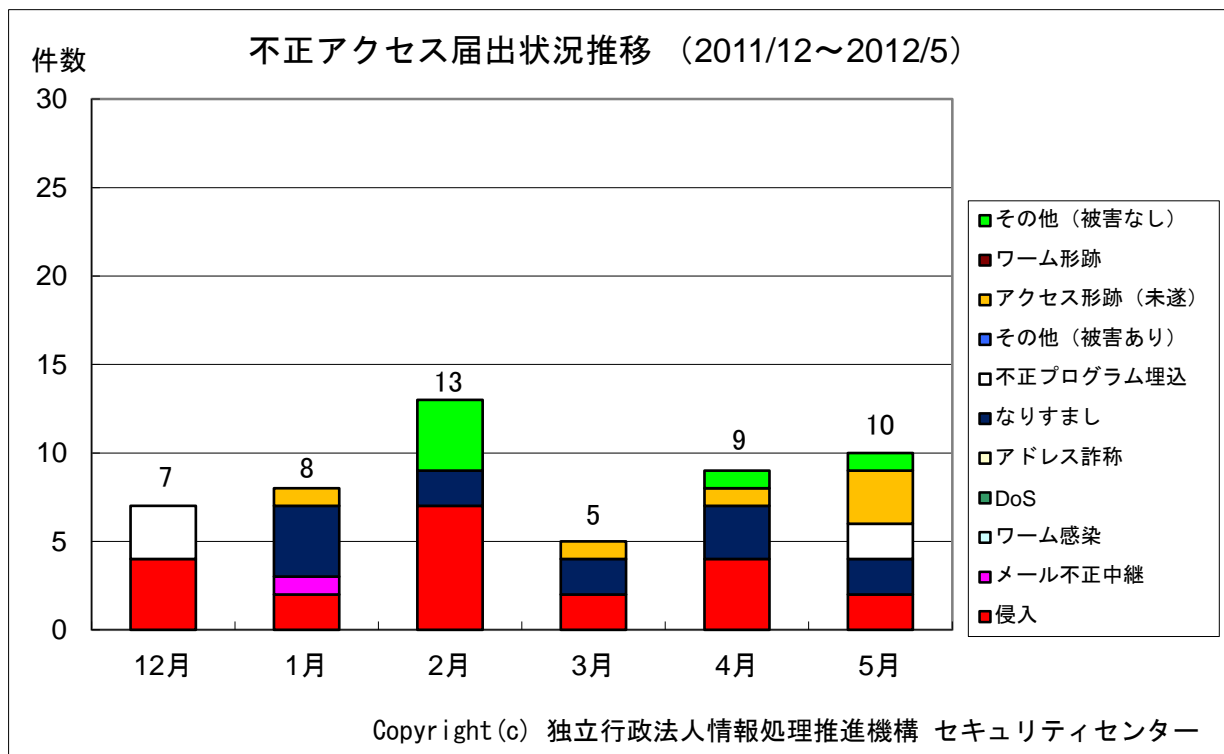


コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2012年5月分] について

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	12月	1月	2月	3月	4月	5月
侵入	4	2	7	2	4	2
メール不正中継	0	1	0	0	0	0
ワーム感染	0	0	0	0	0	0
DoS	0	0	0	0	0	0
アドレス詐称	0	0	0	0	0	0
なりすまし	0	4	2	2	3	2
不正プログラム埋込	3	0	0	0	0	2
その他(被害あり)	0	0	0	0	0	0
アクセス形跡(未遂)	0	1	0	1	1	3
ワーム形跡	0	0	0	0	0	0
その他(被害なし)	0	0	4	0	1	1
合計(件)	7	8	13	5	9	10

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

(3) 届出者別件数

ユーザ別の届出件数は以下の通りです。

分類	届出件数					
	2012年5月		2012年4月(前月)		2011年5月(前年同月)	
一般法人ユーザ	6	60.0%	4	44.4%	3	42.9%
個人ユーザ	2	20.0%	1	11.1%	2	28.6%
教育・研究・公的機関	2	20.0%	4	44.4%	2	28.6%
合計(件)	10		9		7	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が 100% ちょうどにならない場合があります。

(4) 被害原因別件数

5 月に届出されたうち被害のあったもの 6 件について、原因は、古いバージョン使用・パッチ未導入が 3 件、などでした。

原因	届出件数					
	2012年5月		2012年4月(前月)		2011年5月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	0	0.0%	0	0.0%	2	33.3%
古いバージョン使用・パッチ未導入	3	50.0%	1	14.3%	1	16.7%
設定不備	0	0.0%	1	14.3%	1	16.7%
不明	3	50.0%	4	57.1%	2	33.3%
その他(DoSなど)	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%
合計(件)	6		7		6	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が 100% ちょうどにならない場合があります。

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされています。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

○コンピュータ不正アクセス対策基準

平成8年8月8日(通商産業省告示第362号)(制定)

平成9年9月24日(通商産業省告示第534号)(改定)

平成12年12月28日(通商産業省告示第950号)(最終改定)

○経済産業大臣が別に指定する者

平成16年1月5日(経済産業省告示第3号)

■お問い合わせ先

IPA 技術本部 セキュリティセンター 加賀谷/青木

Tel:03-5978-7591 Fax:03-5978-7518

E-mail: isec-info@ipa.go.jp